

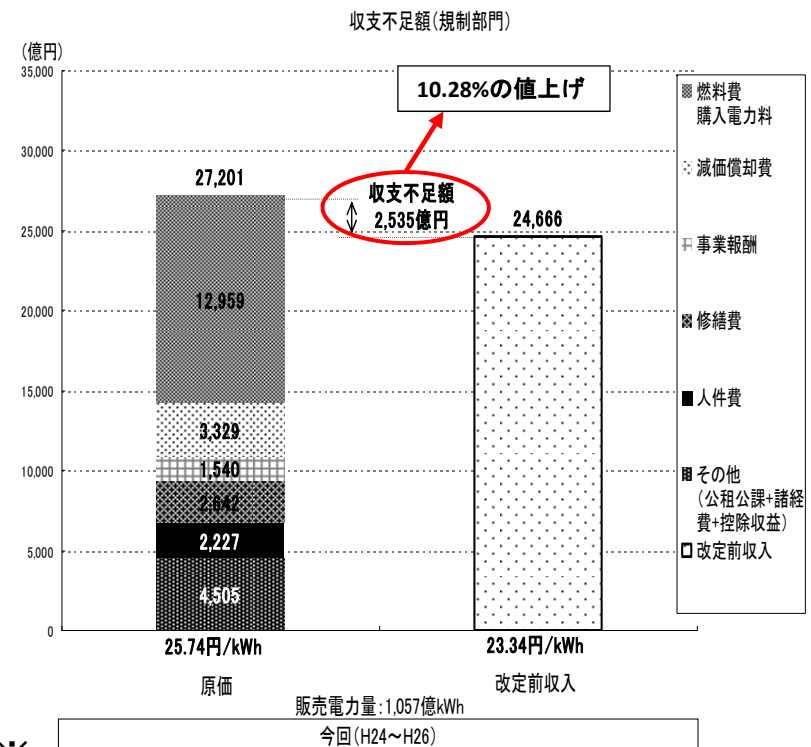
東京電力の認可申請に係る 査定方針について(案)

平成24年7月
経済産業省

1. 東京電力の申請概要

- 東京電力は、5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法に基づき申請を提出。
- 平成24～26年度の年平均総原価は、総合特別事業計画における合理化(2,785億円)により、人件費、資本費などを削減するものの、原子力発電所の稼働率低下等に伴う燃料費、購入電力料や緊急設置電源に係る費用などの増分(6,228億円)を吸収しきれず、前回改定(平成20年度)と比較して、3,443億円の増加。これを規制部門で見た場合、10.28%の値上げ申請となっている。

		(億円)		
		前回 (H20) A	今回 (H24~H26) B	差異 B-A
人	件	4,399	3,488	▲911
燃	料	20,038	24,704	4,666
火	力	19,722	24,593	4,871
核	燃	315	110	▲205
修	繕	4,354	4,205	▲149
資	本	10,019	9,096	▲924
減	価	7,000	6,281	▲719
事	業	3,020	2,815	▲205
購	入	7,293	7,943	650
公	租	3,493	3,048	▲445
原	子	1,059	668	▲391
そ	の	5,747	6,569	822
委	託	1,767	2,328	561
一	般	0	567	567
上	記	3,980	3,674	▲307
控	除	▲2,241	▲2,097	144
総	原	54,162	57,624	3,462
接	続	▲373	▲393	▲20
小	売	53,789	57,231	3,443
改	定	53,789	50,468	▲3,320
差	引	-	6,763	-



※改定前収入は現行料金を継続した場合の収入

※6,228億円のコスト増を合理化(2,785億円)により3,443億円に抑制

2. 電気料金審査専門委員会について

1. 総合資源エネルギー調査会に「電気料金審査専門委員会」を設置。東京電力から経済産業省に提出された値上げ認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、妥当なものであるかどうかについて、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
2. 委員会はすべて公開の下10回開催(消費者団体もオブザーバー参加)。査定方針案の検討にあたっては、委員が担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。委員から経済産業省に対するヒアリングは、延べ33回、約56時間実施。

電気料金審査専門委員会委員

	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
委員長	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
	永田 高士	公認会計士
	八田 達夫	学習院大学 特別招聘教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
委員長代理	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

電気料金審査専門委員会の検討の経緯

5月11日	東京電力より、電気料金認可申請の提出
第1回(5月15日)	申請事業者からの説明、自治体・消費者団体・中小企業、関係団体からの意見聴取
第2回(5月23日)	前提計画(供給計画、設備投資計画等)
第3回(5月29日)	前提計画(効率化計画等)、個別の原価(人件費、修繕費、福島第一安定化・賠償関連費用)
第4回(6月4日)	個別の原価(燃料費、購入電力料等)
6月7日	公聴会①
6月9日	公聴会②
第5回(6月12日)	個別の原価(設備関連費用、スマートメーター費用) ※以降、委員がペアになって査定方針検討
第6回(6月20日)	個別の原価(事業報酬等)、費用配布、レートメーク
第7回(6月22日)	検討を深めるべき論点
第8回(6月28日)	消費者団体からの意見聴取
第9回(7月2日)	委員による査定方針案のたたき台
第10回(7月5日)	査定方針案とりまとめ

3. 公聴会及び「国民の声」の概要

公聴会の概要(東京会場:6月7日、埼玉会場:6月9日)

1. 陳述人募集の方法

- (1) 募集期間:平成24年5月14日から5月23日
- (2) 告知方法:官報、経済産業省、資源エネルギー庁HP等への掲載及び消費者団体、中小企業団体、自治体など300以上の団体に周知を依頼。
- (3) 意見提出方法:郵送、電子メール

2. 陳述人、参考人及び傍聴人

- (1) 陳述人:15名の方から陳述の届出があり、届出者全員を陳述人として指定。
東京会場:10名、埼玉会場:5名(※届出者の代理1名を含む。)
- (2) 参考人:有識者や、これまで政府に対し要望書等の提出があった団体を中心に、約80団体等に参考人としての出席についてお声かけし、15名が参加。
東京会場:10名、埼玉会場:5名(うち、1名は欠席。)
- (3) 傍聴人:東京会場:186名、埼玉会場:78名

「国民の声」の概要

1. 意見募集の方法

- (1) 募集期間①:平成24年5月11日から平成24年6月9日
募集期間②:平成24年6月12日から平成24年6月29日
- (2) 告知方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)、経済産業省、資源エネルギー庁HP等への掲載
- (3) 意見提出方法:郵送、電子メール、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム

2. 意見

「国民の声」に寄せられた意見は2,336件。主な意見:

1. 人件費に関する意見 延べ1,201件
2. 法的整理・経営合理化・経営責任の明確化に関する意見 延べ731件
3. 小売市場・発送電分離など電気事業制度に関する意見 延べ315件 等

4. 消費者庁との協議について

1. 電気料金審査専門委員会は、7月5日に委員会としての査定方針案をとりまとめた。
2. 同日から消費者庁との協議を開始。7月12日、電気の安定供給や、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施の確保に支障を来さないことを前提に、消費者の目線や他の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な経営合理化を図るものとするとの認識で消費者担当大臣と経済産業大臣が一致した。
3. さらに、両省庁の協議を踏まえ、7月19日、本認可申請に係る対応方針について消費者担当大臣と経済産業大臣の間で合意した。

5. 査定にあたっての基本方針について

1. 電気事業法に基づき、電気事業法関連規定及び審査要領に照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているかを審査。
2. 広告宣伝費（公益目的を除く）、寄付金、団体費（合理的な理由があり公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来から料金原価に含まれていない交際費等についても、原価算入を認めない。（※東電自らの支出のみならず、国が内訳を把握すべき東電の契約先の原価にも同じ方針を適用。）
3. 既存契約及び法令に基づき算定される費用は、事実関係や算定方法の妥当性を確認。
4. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うもので随意契約を行う取引については、各費用項目の性格に応じ、コスト削減が困難な費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額。さらに、子会社・関係会社に対しても東電並の経営合理化を求めるため、今後の随意契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を査定。
5. 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定。
6. 電気の安定供給や、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施の確保に支障を来さないことを前提に、消費者目線や他の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を図る。 等

6. 個別の原価の査定内容について①

(1) 人件費 [3,488億円→▲91億円カット]

- ①料金原価算定期間(3年間)各年における管理職の年収を震災前と比べ3割超引き下げ、3年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業のいずれをも上回る削減率とする。
- ②法定福利厚生費のうち健康保険料の企業負担割合を、法定負担割合である50%とする。
- ③本社・支社の社員食堂に係る原価の控除やカフェテリアプランにおける余暇・レジャーメニューの執行停止、持ち株奨励金・総合預金奨励金の廃止等により、原価上、一般福利厚生費を震災前と比べ3割超引き下げる。等

(2) 燃料費 [2兆4,704億円→▲119億円(再掲含む)カット]

- ①原価算定期間中に価格の更新時期を迎えるLNGの4プロジェクトについて、近時の値上がり傾向の市況を踏まえ値上げを織り込んでいるものがあるが、東電の交渉努力を先取りする形で直近実績レベルまで原価を減額。等

(3) 購入・販売電力料 [6,354億円→▲55億円(再掲含む)カット]

- ①国がコストの内訳を確認することが可能な卸供給契約については、広告宣伝費(公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費等を原価から削減。
- ②日本卸電力取引所における電力のスポット取引(購入・販売)や、新電力への常時バックアップについては、平成24, 25年度の2ヶ年分だけでなく平成26年度も同様に織り込むことによって原価を圧縮。
- ③日本原電からの電力購入契約は、人件費、安全対策を除く修繕費、委託費等を削減する。等

注)金額は東京電力の申請額(平成24~26年度の平均) 及び、経済産業省の査定内容

6. 個別の原価の査定内容について②

(4) 設備投資関連費用 [6,281億円(減価償却費) → ▲103億円(再掲含む)カット、959億円(固定資産除却費) → ▲15億円(再掲含む)カット]

① 先行投資や不使用設備、東電病院の設備費用は減価償却費をカット。等

(5) 事業報酬 [3.0%→2.9%、事業報酬は2,815億円→▲128億円カット]

① 東通原子力発電所の建設費に含まれる寄付金・団体費・交際費や、東電病院の設備費用はレートベースから除外。

② 東京電力の状況に応じた高い報酬率を設定するのではなく、各電力会社一律に適用される報酬率を算定。具体的には、東日本大震災後の状況を勘案した経営リスク(β 値0.82)を採用(これにより、事業報酬率は2.9%)。

(6) 修繕費 [4,205億円→▲51億円(再掲含む)カット]

① 空き送電線等不使用設備に係るものについては、特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。また、随意契約について、基本方針を踏まえてコスト削減の未達額を査定。

(7) 公租公課 [3,048億円→▲35億円カット]

① 福島第一1~4号機本体に係る固定資産税等の原価算入の削減。等

(8) バックエンド費用 [668億円→▲0.7億円(再掲含む)カット]

① 国がその内容を確認することが可能なものについては、広告宣伝費、寄付金、団体費(合理的理由があり、支出内容を公表したものを除く)等を減額。

6. 個別の原価の査定内容について③

(9) その他経費・控除収益 [5,610億円(その他経費)→▲118億円(再掲含む)カット、▲507億円(控除収益)→▲44億円カット]

- ① 社宅賃料について、周辺物件の平均的賃料水準を上回る分について原価から控除。
- ② 研究費のうち、電力の安定供給に直接的に必要不可欠とまでは言えない研究等をカット。 等

(10) 福島第一原発安定化費用・賠償対応費用 [487億円(安定化費用)→▲15億円カット、278億円(賠償対応費用)→▲36億円カット] ※削減額は(1)～(9)の内数

- ① 使用済燃料プールからの燃料取り出し作業と共通する費用等、安定化維持費用であると認められない項目をカット。
- ② ADRに係る東京電力の弁護士の報酬等、被害者に対する賠償支払い業務の迅速化のみに資する費用であると認められない費用の減額。 等

(11) スマートメーター関連費用 [219億円→▲68億円カット] ※削減額は(1)～(9)の内数

- ① スマートメーターの25年度導入開始分の入札中止表明に伴う減額。
- ② 仕様に係る提案募集を踏まえたスマートメーター単価の精査による減額。
- ③ 自営光ケーブルの新設を前提として積算された通信設備費やシステム関連費用等の精査による減額。 等

(12) ヤードスティック査定

審査要領に基づき電力会社間の効率化度合いについて比較査定した結果、一般経費(電源部門)の対象経費(委託費、補償費、共有設備費分担額 等)の3%(5.9億円)を減額。

7. 値上げ幅・実施時期等について

1. 最終的な数字の精査は必要であるものの、以上に加え、全原価項目の精査により、東京電力申請による10.28%の値上げ幅を、審査専門委員会査定方針案による9%前半(査定額は500億円前後)からさらに深掘りし、8.47%程度(査定額は830億円程度)となる。
2. 費用配賦・レートメイクに関し、規制部門と自由化部門への費用配賦は適切に行われているが、
 - ① 今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより拡大、
 - ② ピークシフトプランはわかりやすい広報を実施、
 - ③ オール電化割引等公平性の観点から問題のある機器要件は十分な周知期間を前提に廃止、
 - ④ 廃止を予定していた「おトクなナイト10」は、多様な選択肢を確保するため存続することが適當。
3. 電気料金の値上げの実施時期については、消費者への十分な周知を図るため、9月1日とする。